

令和8年度青森県DX支援力強化業務委託仕様書（案）

1 委託業務の目的及び概要

本県産業におけるDXを推進するためには、県内企業等のDXの取組を主体的に設計・推進できる人材を県内に育成し、県内企業等が身近な支援者に相談できる環境づくりが不可欠であり、民間による自律的なDX支援体制の構築を図るとともに、県内IT関連産業の経営力強化につなげるための取組を行う必要がある。

このため、県内IT企業、コンサルティング企業に所属し、DX支援に意欲を持つ実務担当者を広く対象として、デザイン思考による課題の本質的な定義とプロジェクトマネジメントの実践的スキルを習得するための研修を実施することにより、本研修の修了者を県内企業等のDXプロジェクトを適切に設計・推進・定着させることができるDX推進プロジェクトマネージャーとして育成することを旨とする。

2 受講対象者

本研修の対象等は下表のとおりとする。

項目	内容
対象	県内IT企業又はコンサルティング企業においてDX支援に関わる実務を担う者であり、主に30代～40代を想定（意欲のある者であれば、年齢・職種は問わない）
受講者数	20名～30名程度（受注者の提案により調整可）
経験・スキル	システム導入・業務改善等の現場実務経験を有していること
受講動機	DX推進に意欲のある者であって、体系的な進め方の方法論を学び、プロジェクトを正しく動かすスキルを身につけたいと考えているもの
研修後の姿	企業のDX課題を整理し、プロジェクトを適切に設計・推進・定着させるDX推進プロジェクトマネージャーを目指す。本研修は、そのための基礎的なスキルと視点を習得する第一歩として位置付ける。

3 研修修了者に期待する行動

研修修了者に期待する行動は下表のとおりとする。

	理想の姿	研修修了者に期待する行動
①	DX支援ができる人材が県内に根付いている	デザイン思考を活用して県内中小企業等のDX課題を整理・言語化し、DXプロジェクトを主導するDX推進プロジェクトマネージャーを目指して行動する
②	県内企業が身近な支援者に相談できる環境がある	県内中小企業等のDXプロジェクト支援の流れを理解した上で、研修で習得したデザイン思考・プロジェクトマネジメントの手法を生かし、継続的に関わろうとする姿勢を持つことができる

4 業務内容等

(1) 研修の企画及び運営

本研修は、座学研修と実習研修により構成する。受注者は、本研修の目的等を踏まえた上で、

受講者のスキル習得効果を最大化するための研修設計を自由に提案することができる。なお、研修講師の手配及び調整並びに謝金及び旅費交通費の支払等の手続は、契約金額の範囲内で受注者の責において行うこととする。

なお、いずれの研修も、スキルの着実な定着を図るとともに、県内中小企業等に対するDX支援を進める上で県内IT企業が抱える課題を共有し「顔の見える関係」を構築するため、対面形式による研修とする。

ア 座学研修（DX推進プロジェクトマネジメント研修） 3回以上開催（各回3時間程度）

座学研修は、デザイン思考によって顧客企業のDX課題を正しく定義し、プロジェクトマネジメントの手法を用いてDXの取組を適切に設計・推進・定着させるスキルを体系的に習得させるものとする。

各回に、研修受講者が受講内容を端的に理解できるテーマを設定する。また、各回の主な内容は、研修受講者が本研修の目的を体系的に理解し、下記到達目標の達成に向けて最大限インプットできるものを企画する。

回	到達目標
①	・中小企業等の話を深く聴き、現状と理想のギャップを「支援すべき問題」として明確に言語化できる。
②	・経営課題と紐付いた業務フロー図（As-Is分析）を作成できる。 ・スコープ、ステークホルダー、マイルストーンを整理した上で、企業の実態に即したDXの優先順位と推進計画を議論する土台をつくることことができる。
③	・支援計画を実行に移す流れを理解し、継続的な伴走支援のイメージを持つことができる。 ・青森県DX総合窓口との役割の違いを理解した上で、自らの立場から県内中小企業等のDX推進に継続的に貢献できる。

イ 実習研修（伴走支援実践研修） 2回以上開催（各回3時間程度）

実習研修は、座学で習得したデザイン思考・プロジェクトマネジメントのスキルをグループワーク形式で実践し、受講生間で学びを共有することにより、スキルの定着を図るものとする。

各回の実施方法及び主な内容は、研修受講者が座学研修の内容を最大限アウトプットできるものとし、研修終了後に実務の中で実践可能なものを企画する。

(2) 開催時期

本研修は、以下の期間の中で開催する。

ア 座学研修

令和8年9月～令和8年11月の間

イ 実習研修

令和8年11月～令和9年1月の間

(3) 開催場所の確保等

受注者は、発注者と協議の上、青森県内において利便性の高い会場を確保するとともに、会場設営及び撤収並びに会場使用料に係る支払いを行う。

(4) 案内用チラシの作成、受講申込者の取りまとめ等

受注者において、本研修の開催に係る案内用チラシ（A4縦、両面、多色刷り）を作成し、発注者に電子データ（PDF）により提出する。案内用チラシは、受講申込者が研修目的及び研修内容を端的に理解することができ、申込意欲が増すようなデザインとすること。

研修受講者の募集は、発注者が当該電子データを使用して行うこととし、受注者は、受講申込者の取りまとめを行うとともに、発注者が別に定める基準により受講の可否を決定した受講決定者等に対し、研修実施に係る開催案内等の庶務（落選者に対する受講不可の通知を含む。）を行う。

(5) アンケートの実施

受注者は、研修終了後、研修受講者にアンケートを実施し、効果測定に活用する。

(6) アフターサポート

受注者は、研修受講者が実務で直面する課題に対応できるよう、業務委託期間の間において研修受講者からの問合せや相談などに継続的に対応できるサポート体制を構築する。

5 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

6 対象経費

- (1) 実施に係る経費（講師報酬・旅費、会場使用料、通信運搬費、印刷・製本費 等）
- (2) 委託業務に従事する者の人件費
- (3) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）
- (4) その他、委託業務の実施に必要と認められる経費。ただし、次の経費は対象外とする。
 - ・ 備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品及びソフトウェア）の取得費
 - ・ 施設・設備の設置費、改修費

7 成果品

- (1) 業務完了報告書
- (2) 研修実施に係る制作物（研修資料、テキスト等）
- (3) 上記制作物の電子データ（PDFファイル、パワーポイント等）
- (4) 参加者アンケートデータ及び当該参加者アンケートの集計結果

8 納品場所

青森県総合政策部DX推進課（県庁南棟3階）

9 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 本委託業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法

第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。

(3) (2)において帰属した権利を保有した成果品(著作物)については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。

(4) 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。

10 その他、契約に付帯する事項

(1) 本委託業務の実施に当たっては、県と十分な協議を経て行うこと。

(2) 受注者は、本委託業務が円滑に遂行されるよう留意すること。

(3) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託業務の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。